

消防防災ヘリコプターの安全性向上・充実強化に関する検討会 開催要綱

(趣旨)

第 1 条 長野県消防防災ヘリコプターの墜落事故を受け、ヘリコプター運航の安全性向上のための取組みが重要となってきたとともに、ヘリコプター運航不能時等の応援体制等、消防防災航空体制の充実強化の必要性に関心が高まっている。また、高度な技術を有した消防防災ヘリコプター操縦士の不足等により、操縦士の養成・確保が重要な課題となっており、消防防災ヘリコプター操縦士の乗務要件・訓練プログラムの策定を受け、訓練プログラムの活用策等の検討が必要である。このような状況を踏まえ、ヘリコプターの安全性向上策・充実確保策を推進することを目的とし、「消防防災ヘリコプターの安全性向上・充実強化に関する検討会」（以下「検討会」という。）を開催する。

(検討会)

第 2 条 検討会は、消防庁長官が委嘱する委員をもって構成する。

2 検討会に座長を置く。座長は、委員の互選によってこれを定める。

3 座長は、検討会を代表し、会務を統括する。

4 座長に事故があるときは、座長が指名した委員がその職務を代理する。

5 座長は、必要に応じて、委員以外の学識経験者等をオブザーバーとして検討会に参加させ、意見を求めることができる。

(任期)

第 3 条 委員の任期は、委嘱の日から平成 30 年 3 月 31 日までとする。

(事務局)

第 4 条 検討会の事務局は、消防庁国民保護・防災部防災課広域応援室に置く。

(雑則)

第 5 条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 8 月 23 日から施行する。